

復復第二〇号
昭和二十五年五月十三日
引揚援護庁復員局庶務課長

復復第二〇号

外地に本籍のある者の死亡告知等について

昭和二十五年五月十三日

引揚援護庁復員局庶務課長

厚 生 省

遺族(廣義の遺族)が内地に居住している 朝鮮、台湾、沖繩、大島

(行政権不及地)在籍軍人軍属の死亡が判明したときは、熊本、鹿児島

福岡縣世話課は復員留字業務規程第十五條第三号に拘わらず死

亡の事実を遺族(廣義の遺族)現住地の世話課に通報し、遺族

(廣義の遺族)現住地の世話課は該遺族が遺骨受領人に該当する

や否やを調査して本籍地業務を行う世話課に通知し、本籍地業

務を行う世話課は該遺族が遺骨受領人に該当する場合に限り

復員留字業務規程第十五條第三号により死亡告知書を發行する

ことに定められたから通知する。
追て大島、朝鮮、台湾人に関する遺骨受領人の欠乏については

繩出身者に関する規定（昭和三十五年復員發第三七八号）を准用
するようになせられたい。

通知先 各世話課

参考 留部、連絡局、支部

課長

班長

調査係

連帯

起案七月八日